

平成 20 年住生活総合調査実施要綱

1. 調査の目的

住生活基本法の制定を踏まえた住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得るために、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に調査する。住宅や世帯の実態を把握する住宅・土地統計調査と同一客体を対象とし、調査のデータをリンケージして集計・分析することにより、両調査のデータの有効活用を図り、今後の施策の推進に必要な基礎資料の効果的な取得に資する。

2. 調査時期

住生活総合調査は、平成 20 年 12 月 1 日現在により行う。

3. 調査対象

平成 20 年住生活総合調査は、総務省統計局が行う平成 20 年住宅・土地統計調査の対象となる同一の客体から抽出した普通世帯（約 10 万 8 千世帯）について行う。

4. 標本設計

1) 抽出の方針

住宅・土地統計調査と同様に、平成 17 年国勢調査の調査区を第 1 次抽出単位、調査区内の世帯を第 2 次抽出単位とする層化二段抽出方法による。

2) 調査区の層別基準

調査区は、市区については市区ごとに、町村については都道府県ごととする。

3) 調査区の抽出の方法

平成 17 年国勢調査の調査区の中から約 1/5 で抽出された平成 20 年住宅・土地統計調査の調査区（約 21 万）のうち、ロングフォーム（土地統計調査）対象に該当していない調査区の中から、約 1 万 4 千調査区を抽出する。

4) 世帯の抽出

調査単位区（約 50 世帯）ごとに住宅・土地統計調査で抽出（約 1/3）された調査対象世帯から、約 1/2 の世帯（約 8 世帯）を抽出する。

5. 調査項目

1) 住宅及びそのまわりの環境評価

住宅及びそのまわりの環境についての総合評価 / 住宅についての総合評価 / 住宅のまわりの環境についての総合評価 / 住宅についての満足度 / 住宅のまわりの環境についての満足度 / 住宅及びそのまわりの環境についての重要度

2) 最近の居住状況の変化に関する事項

5 年前の世帯人員 / 最近 5 年間の身辺事情の変化 / 最近 5 年間の住宅の変化 / 住宅の変化した理由 / 変化する前の床面積 / 変化に要した費用 / 変化前後での評価 / 従前の居住期間 / 従前住宅の処分方法

3) 住宅の住み替え・改善の意向及び計画

住み替え・改善の意向及び計画の有無 / 住み替え・改善の目的 / 住み替え・改善の実現の時期 / 住み替え・改善の実現に困難な理由 / 住み替え時の立地場所 / 住み替え時の現在の住宅の処分方法 / 住宅の増改築、改修工事等の工事内容 / 住み替え・改善等の抛出可能額 / 住み替え・改善等の意向がない理由

4) 今後の住まい方

現在の住宅での居住継続意向 / 住み替え時の住宅、立地に関する希望

5) 要介護認定

要介護認定者の有無 / 要介護度

6) 親と子の住まい方

子の有無 / 子との現在の住まい方 / 高齢期における子との住まい方 / 親の有無 / 親との現在の住まい方 / 高齢になった親との住まい方 / 高齢期の介護等に備えた住み替えや改善の希望 / 高齢期の介護等に備えた住み替えの居住形態

7) 子育ての環境等

子育てについて重要な点

8) 別荘やセカンドハウス

セカンドハウスの有無 / セカンドハウスの利用状況

9) 住宅の相続

相続する家の有無等 / 将来家を相続する可能性 / 相続する家の所在地

10) 世帯の資産・住居費

所有する全ての不動産（土地・建物）の価値 / 世帯の貯蓄残高の総額 / 住宅ローン残高 / 住宅ローンの返済期間 / 住宅ローンの返済額 / 住宅の管理費等、及び借地料の支払金額

6. 集計項目

1) 現在の住生活に対する評価（満足度と重要度）

2) 高齢者世帯等の居住状況とその評価・意向

3) 最近の居住状況の変化

4) 住宅の住み替え・改善の意向・計画

5) 今後の住まい方の意向

6) 親・子世帯との住まい方

7) 子育てにおいて重要な要素

8) 住宅の相続の状況

9) 世帯の所有する資産の状況

10) 住居費の負担とその評価

7. 調査の方法

平成20年住生活総合調査は、国土交通省住宅局が主管し全都道府県（住宅主管課）に依頼して実施する。

1) 統計指導員及び統計調査員の設置

統計指導員の設置

都道府県は、本調査を実施するため、都道府県の住宅主管課吏員を統計指導員として設置する。

統計調査員の設置

都道府県または市区町村の住宅主管課の職員、民間事業者等を統計調査員として設置する。
なお、統計調査員 1 人あたりの担当調査区は、概ね 3 調査区とする。

2) 調査の実施

統計指導員のとるべき措置

統計調査員に対し調査方法を説明するため、統計調査員説明会を開催する。

調査区要図を作成し、統計調査員に配布する。

市区町村要計表、都道府県要計表を作成する。

以下の書類を、平成 21 年 1 月上旬に国土交通省住宅局あてに送付する。

イ 調査票

ロ 調査区要図

ハ 調査世帯名簿

ニ 市区町村要計表

ホ 都道府県要計表

ヘ その他残余の用紙等

調査終了後、統計調査員証を回収し、統計指導員証と共に、消去処分する。

その他統計調査員に対し適宜調査方法の指導を行う。

統計調査員のとるべき措置

調査世帯について、以下の事務処理を行う。

イ 調査区の実査及び調査区要図の修正

ロ 調査世帯の確定

ハ 調査世帯名簿の作成

調査票の配布及び回収

- イ、ロの操作により決定した調査世帯に対し、平成 20 年 11 月 21 日から 11 月 30 日までの間に調査票と調査趣意書を配布し、平成 20 年 12 月 1 日から 12 月 7 日までの間に、調査票を回収した上、調査世帯名簿、調査区要図、統計調査員証及びその他残余の用紙等を添えて、平成 20 年 12 月 15 日までに統計指導員に送付する。

8 . 結果の集計

回収された調査データの入力、集計分析については、高度で専門的な知識が要求されるため、経験豊富で専門的な知識を有し、業務を適正に履行できる外部機関等に委託することを想定している。

また、集計・分析にあたっては、データリンケージを行う住宅・土地統計調査の集計スケジュールとの整合性を図るものとする。

9 . 結果の公表

平成 20 年住生活総合調査の結果は、ホームページ、調査報告書等をもって、速やかに公表するものとする。